

区内の学校からいじめの問題がなくなるように「中野区いじめ防止基本方針」を定めました

【問合せ】
教育指導担当/5階
☎(3228)5589
FAX(3228)5682

区教育委員会は、昨年制定されたいじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、中野区いじめ防止基本方針を定めました。
詳しくは、中野区教育委員会ホームページをご覧ください。

「中野区いじめ防止基本方針」の概要をお知らせします

中野区いじめ防止基本方針の策定の意義

いじめはその対象となった児童等に深刻な苦痛を与え、時には当該児童等が登校できなくなったり、自殺にまで追い込まれたりするおそれがあるなど決して許されない行為であり、いじめの問題への対応は学校における特に重要な課題です。

この中野区いじめ防止基本方針(以下「本方針」という。)は、いじめの問題の克服を目指して、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として定めました。

本方針における用語の定義

本方針において、いじめとは次のように定義します。
「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

ここでいう「児童等」とは、学校に在籍する児童、生徒又は幼児を指します。

いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものです。したがって、いじめは絶対に許されない行為であり、児童等はいじめを行ってはならないとするものです。

いじめに対する基本的考え方

いじめはどの学校や学級でも起こり得るものであり、とりわけ、児童等の尊い命が失われることは決してあってはならないとの認識の下に、いじめに対する未然防止、早期発見及び早期対応を基本として、(1)~(6)を通して、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には速やかに解決を図る必要があります。

- いじめを許さない雰囲気づくり
- 温かい人間関係の構築
- 早期発見及び的確な指導
- 教員の指導力の向上及び組織的対応
- 「ネット上のいじめ」への対応
- 家庭、地域社会及び関係機関との連携の強化

中野区及び中野区教育委員会における取り組み

- 「いじめ総合対策」の実施
- いじめの防止等のための組織の設置等
 - いじめ等対策会議の設置
いじめの実態把握及び防止に向けた効果的な対策について定期的に点検及び協議を行うため、教育委員会にいじめ等対策会議を設置します。
 - いじめ等対応支援特別委員会の設置
「重大事態」が発生した場合は、教育委員会に第三者を含めた構成員により構成するいじめ等対応支援特別委員会を設け、同項に規定する調査及び学校等の対応の支援を行うとともに、教育委員会において当該調査結果及び対応方針について協議の上、区長に報告します。
 - 区長の措置
区長は、②による報告を踏まえ、必要に応じて再調査を行い、その結果に基づき対策を講ずるものとします。
- 本方針の検証及び改善

学校における取り組み

- 学校いじめ防止基本方針の策定
学校は、学校いじめ防止基本方針を定めます。
- いじめの防止等の対策のための組織の設置
学校は、いじめの防止等の対策のための組織を置きます。
- 重大事態の対処等のための組織の設置等
学校は、重大事態が発生したときは、教育委員会を通じて、その旨を区長に報告します。
- 学校におけるいじめの防止等に関する取り組み
学校は、中野区及び教育委員会と連携して、未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の各段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じます。
- 学校いじめ防止基本方針の検証及び改善
学校は、定期的に学校いじめ防止基本方針の内容及び取り組みについて検証を行い、必要な改善を図ります。



区の教育相談機関のご案内

教育相談室

区民のみなさんのお子さんの教育上の悩みや問題を解決するために、専門の相談員がご相談に応じています。問題に気付いたら早めにご相談ください。

野方11-35-3 ☎(3385)9313

南北教育相談室

区内在住のお子さんとその保護者の方が、教育についての悩みを相談できます。また、中野区立の小・中学校に籍の不登校の児童・生徒(小学校5年生~中学校3年生)の学習相談・学習指導・教育相談を行い、学校への復帰を援助しています。

南部教育相談室 中野2-27-22 ☎(3381)3391

北部教育相談室 野方5-33-7 ☎(3310)9244

中野中学校の新校舎の概要を紹介します

中野中学校(中野4-12-3) ☎(3389)1471 FAX(3389)1472



屋上 屋上菜園、屋上緑化、太陽光発電パネル

屋上菜園や屋上緑化を設置し、環境に配慮した施設としました。また、体育館等の屋上には、自然エネルギーの利用と環境教育の一環として、太陽光発電パネルを設置しています。

5階 音楽室、家庭科室、技術室、和室、ランチルーム

南に面した明るい家庭科室からは、屋上テラスにも出られます。また、屋上テラスでつながっているランチルームは、広々とした空間となっています。和室は、伝統や文化を学習する落ち着いた雰囲気です。

4階 普通教室、多目的室、コンピュータ室、理科室

学習内容により、使い分けのできる第1理科室、第2理科室とコンピュータ室があります。

3階 普通教室、多目的室、美術室

美術室と2階からも、吹き抜けの図書室へ直接行ける出入口があります。

2階 普通教室、多目的室、図書室、会議室、体育館

学習活動の中心となる図書室は、3階まで吹き抜けのゆったりした空間です。また、体育館は、天井が高く広い開放的な空間。3階にあるギャラリーからも体育館を見渡せます。

1階 管理諸室、特別支援学級、給食調理室

校庭や通学門が見渡せる職員室、校長室や通級の特別支援学級、給食調理室があります。なお、区立小・中学校では初めて、校庭を人工芝としました。

地下1階 プール、柔剣道場

温水プールと柔剣道場があります。温水プールは、1階からの採光により明るく、年間を通して誰もが使いやすい更衣室やスロープを設置しました。温水プールは、区民の方も利用できます。